

# 群馬大学医学部保健学科入学試験部会内規

平成16. 4. 1 制 定

改 正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1

令和 2. 4.21 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部学科会議規程第8条第3項の規定に基づき、群馬大学医学部保健学科入学試験部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、保健学科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) その他入学試験の実施に関すること。

2 部会は、前項に掲げる事項について、医学科及び保健学科に共通する事項を検討することができる。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 保健学科会議で選出された保健学研究科の担当を命ぜられた教授 4人
- (2) その他保健学科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、保健学科会議において選出する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会議の報告)

第8条 部長会は、第2条第1項による審議結果を保健学科会議に報告するものとする。

- 2 部会長は、第2条第2項による検討結果を群馬大学医学部規程第21条に規定する入学試験委員会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、保健学科会議の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。